

第百六十二回国
参議院法務委員会會議録第十九号

平成十七年五月十七日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

尾辻 秀久君
浜四津敏子君

補欠選任

河合 常則君
鰐淵 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

渡辺 孝男君

松村 龍二君
吉田 博美君
千葉 景子君
木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君
荒井 正吾君
河合 常則君
山東 昭子君
陣内 孝雄君
関谷 勝嗣君
鶴保 庸介君
江田 五月君
前川 清成君
松岡 徹君
築瀬 進君
鰐淵 洋子君
井上 哲士君

副大臣

法務 大臣
南野知恵子君

大臣政務官

法務 副大臣
滝 実君

法務大臣政務官

富田 茂之君

事務局側

常任委員会専門
員

田中 英明君

政府参考人

警察庁長官官房
長

安藤 隆春君

法務省矯正局長
法務省保護局長
厚生労働省医政
局長

横田 尤孝君
麻生 光洋君
岩尾總一郎君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、浜四津敏子君及び尾辻秀久君が委員を辞
任され、その補欠として鰐淵洋子君及び河合常則
君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案の
審査のため、本日の委員会に警察庁長官官房長
安藤隆春君、法務省矯正局長横田尤孝君、法務省保
護局長麻生光洋君及び厚生労働省医政局長岩尾總
一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明
を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 刑事施設及び受刑者の処
遇等に関する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でござ
います。

この刑事施設に関する法案の審議も今日が最後
というところになりまして、この間、様々な問題
点、前進している部分もあり、また今後更に検討
しなければいけないと、こういうことも含みなが
ら、今後新しくスタートをしていくということに
なるかと思っております。

今日は、限られた時間ではございますが、これ
までもう少し確認をさせていただいておいた方が
よい部分、あるいは今後のお取組にできるだけだけ
なぐことのできるような、そういう観点で質疑を
させていただきたいと思っておりますので、よろしくお
願いをする次第でございます。

まず、何点か法案の内容等で確認をさせていただ
きたいというふうに思っております。

一つは、保護室の収容あるいは防声具といいま
しょうか、防声の措置ですね、こういうことに關
してお尋ねをしておきたいというふうに思ってお
ります。

この委員会でも、先般、府中刑務所を視察をさ
せていただきました。私どもも、これまで刑務所
のいろいろな環境整備にいろんな提言と申しま
しょうか、御意見を申し上げてまいりましたが、
府中刑務所におきまして、私も非常にこれは意見
を申し上げたことが一つ実ったのかなと思いまし
たのが、新たに防声室がつくられたということだ
ございいます。

これまで、大声を出す、こういうことによつて
周りに迷惑を掛けるのかということがありますと、
本来は自傷他害とかそういうことは異なります
ので、その措置というのが非常に難しかったと思

います。とかく、そういうことについても保護室
収容というような形が取られざるを得なかった
と、こういうことも多々あったのではないかと
いうふうに思われます。

そういう意味では、この防声室というものがつ
くられたということは、保護室収容の濫用等を防
ぐという意味でもあることではないかとい
うふうに思います。なかなか大きく窓も取られて
おりまして、それから、房の設備といいまし
ょうか、非常に柔らかな受け止め方ができるよう
な、そういう構造になっていたということも私も
印象深く視察をさせていただきました。

そこですが、こういう防声室、保護室とは別
に、こういうやっぱり特別な措置をできるような
部屋を今後の刑務所等でも設置をしたり、ある
いは計画などが取られているのでしょうか。その
辺について、まずお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) お答え申し上げます。

今委員がおっしゃいましたように、大声とかそ
れから騒音などを発し続けまして舍房の静ひつを
乱す被収容者を収容する場合にも対応し得る単独
室を府中刑務所に整備いたしました。現在、これ
試行的に運用しているところでございます。

こうした単独室につきましましては今後順次その整
備を進めていくことが必要であると考えておりま
すが、その際には、府中刑務所での現在の試行結
果を踏まえまして、構造上及び設備面並びに運用
上の問題点の検証、改善を行った上でその収容の
適正さを確保できるよう努めてまいりたいと思
っております。

○千葉景子君 是非その施行状況等をよく検討い
ただきまして進めていただきたいと思います。が、
この防声室と称されるこの居室は、いわゆる保護

室ではないと受け止めてよろしいでしょうか。普通の倉房の一種類というふうに受け止めてよろしいでしょうか。その辺についてちよつと明確な位置付けをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

そうなりますと、その防声室に収容する措置をする基準とかその運用、どういう形でなされていくのか、それも併せてお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

この単独室、これは遮音設備、音を遮るですね、遮音設備を備えた一般的な単独室であるという理解をしております。

ただ、これはこれまでになかった居住環境でございますので、現在はその収容期間を保護房収容に準じて原則として三日間にとどめていけるほか、収容期間中のビデオ録画についても義務付けるなどしております、一般的な単独室でありますけれども、大声や騒音を発し続けているという状況に即したそれなりの措置をしているところでございます。

○千葉景子君 一般の居房といいたしうか、そういうふうに準ずることになるんだらうと思いますが、何といいましようか、今後使ってみながら、是非、やはりそうはいっても一定の遮へいされたといえますかそういう空間ということになりますので、その辺の運用の基準、在り方、こういうものを是非十分に検討いただきたいというふうに思いますし、一般の居房と同じ扱いということであれば、その中の、何というか設備とか、そういうこともできるだけ一般の居房に近いという形を取っていくべきだらうというふうにも思いますので、この辺は今後は非多角的な検討を加えていただきたいというふうに思っております。

ところで、片方ではこのような防声室が設置されるということですが、今回の法案で、警察留置場の方につきましては逆に今度は防声具の使用についての規定が盛り込まれております。この防声具、むしろ刑務所の方では今度は使わ

ずに、できるだけ防声室のような形で、拘束をできるだけ避けていこうというのですが、どちらかというとか逆行しているような、そういう感もしないではありませんけれども、今後、警察留置場についてのいろいろな総合的な検討を加えていく際にいろいろと議論をいただきたいというふうに思います。当面、この防声具の使用についてはこれまでの拘束衣の使用の基準を準用するようにはなっております、三時間ですか、基本的にはですね、というのが限度ということで使われるというふうになるようですが、やはりこれは、基本的にはできるだけその使用を抑制することが今のやっぱり施設内の処遇の在り方として大事なことであらうというふうに思いますが、この運用につきましても、確かに三時間の制限はありますが、更なる抑止的な運用が必要だというふうに思いますが、その点についての考え方を聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(安藤隆春君) お答えいたします。

警察留置場におきまして防声具を使用するというのは、委員御案内だと思えますけれども、現在、保護室に相当します施設の整備というものが警察留置場では不十分であるということでございます。数字を挙げれば、全国一千三百の留置場に対して、いわゆる保護室に相当する、保安室と呼んでおりますが、それが一割強の整備ということでありまして、そういう状況の中で、留置場において引き続き防声具を使用することが我々としては必要と考えております。

しかしながら、もちろんこの戒具の使用というのは必要限度において行うものでございまして、現在、今委員御指摘の点の三時間ということもありまして、さらに被留置者の健康状態を慎重に判断するとか、あるいは食事、用便を制限することのないようにするとか、使用中は動静について綿密に観察すると、こういうようないろいろ慎重な配慮をして、その判断権というのは警察署長の直接の指揮によっておりまして、適正に使用して今おるわけでありますが、今後とも引き続き戒

具の適正な使用につきましては警察庁として各都道府県警察をして指導していく所存でございます。

○千葉景子君 是非そこは、まずは徹底していただきたいと思っております。

さて次に、この審議の中でも、今施設の中で女性、高齢者、それから外国人、こういう数が増えているということもあり、そこに対するやっぱり十分な配慮というのが必要になってきているということも分かつてまいりました。そこで、これも確認なことではありますけれども、何点かお聞かせをいただきたいと思えます。

一つは、女性に対する配慮ということで、女性刑務官のやっぱり十分な配置ということが必要だと思われまして。今度、美祿のPFI方式の刑務所でも女性の収容が増えます。あるいは、やはり視察に参りました福島の刑務所も新設をされますと女性の定員が相当の数になる。こういうことになりましたと、女性刑務官のやっぱり必要性というものが高まってくるんですが、これがなかなか仕事を続けにくいとか退職なども多いというふうなことも聞いております。この点について、今後の計画、増員の計画あるいは環境の整備などについてのお考え方、お聞かせください。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。本年の四月一日現在ですが、行刑施設には刑務官の約六%に当たる九百五十三人の女子刑務官が在職しております。今委員おっしゃいましたように、将来的には美祿の刑務所もできますし、それから福島刑務所の支所もできましたし、そういった点ではこれからのそういう女子の刑務官が増加していく、だらうというふうに思っております。

男女共同参画社会の実現が求められる中で、行刑改革会議の提言におきましても行刑施設における女性の積極的な活躍が期待されていることを踏まえまして、矯正局におきましては、女子刑務官を増配置するよう計画しております。平成十六年四月一日現在とを比較いたしますと、既に約五十人増加させるなど、女性の登用に努めており

ます。それからまた、昨年の二月、十六年二月に矯正局におきましては、女子刑務官が仕事を継続していくに当たり持っている問題意識、あるいは施設運営上抱えている固有の問題点などを把握するために、女子刑務官等にアンケート調査を実施いたしました。それから、女子行刑施設処遇対策協議会というものを設けて、全国の女子刑務所の首席矯正処遇官から意見を聴くなどしました。そして、そのようなアンケート調査の結果、あるいは協議会における出た意見等を踏まえまして、女子刑務官の勤務環境の改善に努めているところでございます。

今後とも、女子刑務官の採用、登用の一層の拡大を図りますとともに、男女双方の刑務官が働きやすい職場環境の、勤務環境の整備や、母性保護などの観点から設けられている諸制度、例えば産前産後の特別休暇であるとか、あるいは授乳等のための特別休暇であるとか、そのような諸制度の周知徹底、それから育児休業の取得促進、仕事と子育てを両立するための相談窓口などの設置などの施策を推進して、女子刑務官の確保やその定着を図ってまいりたいと考えております。

○千葉景子君 次に、外国人に関して一点確認をさせていただきますというふうに思います。なかなか外国人の言語の数も相当増えておりまして、意思疎通なども大変であらうというふうにも思えます。その点についても今後の取組が必要だと思えますが、ちよつと気になりますのが外部交通の問題でございます。

規定によりまして、通訳、翻訳等の費用が掛かる場合に受刑者負担とすると、負担できない場合には外部交通を制限できると、こういう規定がございます。多分これも、しゃくし定規にこれを適用しているとは思えませんが、これを本当にそのまま適用すると、なかなかそれは負担するなという、できる人が受刑者にいるとは思えませんが、そうすると外部交通ができなくなってしまうと、とんだことにもなりかねませ

ん。

人権の尊重という面から見ても、これは相当実際の運用では原則と例外が逆、逆にするといいますが、そういうぐらゐのことが必要だろうというふうに思いますし、本来、こういう負担させるということが本来はあつてよいのかという思いもいたしますが、当面これもできるだけの抑制的な使い方をしていただく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

まず、現行の取扱いについて申し上げますと、外国人が面会や信書の発受を行う場合におきましては、外国語を解する職員が面会に立会したり、それから信書の翻訳をしておりまして、自所で、その施設で対応できない場合には、府中刑務所及び大阪刑務所に置かれている国際対策室に依頼したり、それから関係する大使館に依頼するなどして対応しております。

法案の百三条では、外国語による面会等において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときや、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、その費用を受刑者に負担させることができるとしておりますところ、これは外部交通の必要性の程度などを踏まえると、その費用の負担を求めることが相当な場合も想定されるからでございます。

しかしながら、この法案の下でも、外国人の親族や、重大な利害に係る用務の処理のため必要な者などとの外部交通につきましては、現行の運用と同様に、費用負担を理由としてその機会を失わせることのないよう適切な運用に努めていきたいと考えております。

○千葉景子君 是非こは、基本的には外部交通は制約をしないという基本に立ちながら運用をしていただくということをお願いしておきたいというふうに思います。

さて、この審議の中でも最も、共通認識と言つてもよろしいのがやっぱり刑務所医療の問題ではないかと思ひます。医療の充実の必要性というの

は、多分これはここで議論をしている者共通の認識であらうと思ひます。

しかし反面、この刑事施設内の医療の充実のまいた困難さ、これもまた共通のある意味では認識がもたれません。特に医療従事者のリクルートの難しさと、こういうことは参考人等の御意見からも私も認識をさせていただきました。ただ、それだからといって、じゃ、ぼうつと待っているというわけにはまいりません。

そこで、やっぱりいろいろな関係機関含めて対処をしていくことを検討しなければいけないのですが、これについては事前に今どういう対応を取っておられるかということをお尋ねをさせていただいて、資料もいただきました。厚生労働省の方も、へき地医療のやっぱり医師の確保という問題も抱えておられるということで、それと同じようにすべて考えられるというわけではありませんけれども、そういう際のいろいろな協議のノウハウなども参考になるのではないかと考えられます。

行刑改革会議の提言を受けまして、平成十六年三月に、法務省で関係機関との連携協力体制を図るための関係省庁の連絡会議が開催されて、行刑施設の医療に関する協議会というのを各刑務施設の主催によつてそれぞれの地域で設けていこうと、こういうことが決められて、通知がなされているということでございます。その後、厚生労働省も各都道府県などに対してそれにちゃんと協力せいと、こういう通知などを出されておられますと、こういう通知などを出されておられますけれども、各行刑施設で関係の自治体あるいは大学病院等々含めて協議の場を作つていこうということになつていようでございます。

この実際の進捗状況、あるいは今後、この協議会などを通じて、この医師の確保等々、成果の見込みなどはどんなふうにご考えておられるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) おつしやられるように、矯正医療につきましては、医師の確保の問題を始めとして、なお様々な問題がございます。

行刑改革会議の提言を受けまして、行刑施設における医療体制の充実を図るために、これまで中央省庁レベルで、法務省、厚生労働省、文部科学省、日本医師会等を構成員とした行刑施設の医療に関する関係省庁等連絡会議を開催いたしました。これは今委員御指摘のとおりでございます。さらに、当省におきましては、各行刑施設に對しまして、地元の医師会、それから地域の医療機関、大学医学部等との行刑施設の医療に関する協議会というものを開催をするよう指示いたしました。そして、その協議会等を通じて、医師や医療スタッフの確保、外部病院への移送体制等についての協力を求めているところでございます。医師不足の深刻な地域等もあり、医師の確保等における現状は厳しい状況でございますが、引き続き地域医療機関等との連携強化を図り、その支援を得ながら、医療体制の充実を努めてまいりたいと考えております。

これまでこの施設レベルの行刑施設の医療に関する協議会というものは、本年三月九日現在でとらえましたところ、二十三の施設で開催されておりました。今後の見込みはとお尋ねでございますけれども、なかなか大変難しいところでございますけれども、今後ともこういった機会を利用し、あるいはそのほかいろいろ知恵を絞りまして、この医療問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

○千葉景子君 なかなかその協議会を設置したからといって簡単ではないということも私も想像させていたと思います。この問題については、医療については厚生労働省に移管をして、むしろその中で医療の充実図つたらどうかという提言などもなされております。今後の検討課題ではございますけれども、だからといってそうなるまで待つていようというわけにもまいりませんので、是非医師の皆さんも、一つの社会的責務ということも是非考えていただながら、この協議会の場を通じて、あるいはあらゆる角度から医療の充実、是非更に取り組んでいただきたいと思います。

それにつけても、厚生労働省の方でも、やはり管轄は法務省なのだから横でお手並み拝見と言つているわけにはいかないわけで、むしろ厚生労働省がどんと引き受けて刑務所医療をきちつとしていこうというぐらゐの意欲を持つていただく必要もあるうかというふうに思います。少なくとも、こういう取組に積極的にサポートをしていく、あるいはともに力を尽くしていくということが求められると思いますが、厚生労働省、いかがでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 委員御指摘のとおり、地域医療という面からいきまして、私どもの医療法に基づく指導監督の一環として、国の開設する刑務所内の医療機関ということで医療法の適用を受けるかと思ひます。そのような観点で、受刑者に対する適切な医療を確保することということで、十分法務当局とも連携を取つて取組を進めていきたいと考えております。

ただ、先生御承知のように、結果としてその患者さんの受刑施設からの搬送ですとか、それから外部での手術等々になりますと、やはり地域の正に医療機関との関係が一番大事でございます。したがって、都道府県あてに、私ども、先ほど御指摘ありましたような通知を本年の一月三十一日に出してございまして、十分な対策協議会の中で連携を図つていっていただくよう自治体にもお願いしているところでございまして、折に触れてそのようなことを伝えていきたいというふうに考えております。

○千葉景子君 是非そこはしっかりとやっていただきたいと思ひますが、やっぱりこういうときには大臣が十分にリーダーシップを取つて、この刑務所医療、厚生労働省にもまたがりますけれども、それは厚生労働省ともしっかりと連携を図つていただいで進めていくということが必要だと思いますが、その御覚悟、一言お願いいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生が御心配していただいております受刑者の健康ということについても大切な課題でございます。その健康の保持と疾病の治療は、拘禁を行う国の責務でございます。

す。
法案におきましても、受刑者の健康及び施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な措置を講じるものとして、いろいろございませうけれども、一方で、刑務所の医療につきましては医師の確保が十分にできていないなどの問題もあることは承知いたしております。

今後とも、関係省庁等とも連携しながら行刑施設の医療の充実に努めてまいりたいと考えており、もとより私自身、これにできる限りを尽くす所存でございます。

ありがとうございます。

○千葉景子君 もう質問の時間がそろそろ終わりでございます。本来であればあと何点かと思っておりますけれども、ちよっと指摘だけさせていただきます。

この刑事施設にかかわる問題、この施設の中だけではなくして、やっぱり社会復帰してその連携、あるいは社会に復帰した後の様々な問題、福祉との連携とか対処しなければいけないことがある。それから、逆に今度は社会のいろんなひずみをきちんとしていかなければ、これも御指摘がありました。刑務所がいろんな福祉の不在あるいは不足、いろんなことが最後、刑務所にすべての最後のツケが回っているのではないかと、こういう問題もございまして。

そういう意味で、私は二つちよっと気になることがあるものですから、これは御指摘をして、是非念頭に置いていただきたい。

一つは、最近、出所情報、これは性犯罪に対する出所情報を警察の方に提供をするというお話がありました。それを更に対象を拡大をしていこうという検討がなされているという、そういう話が出ております。いろいろ考えると、そういう話があると思うんですが、せっかく、この間も話がありました、刑務所から社会復帰をして、新しいまた人間として出直していく、こういうときに、すべてまたその出所情報みたいなものを何かしよって、

そして、いつも社会の中で存在しなければいけないということが今回のこの刑事施設の改善更生、社会復帰という大きな理念とどこか衝突する、そういうことはないのであるか、こういうちよっと問題意識を持ちました。是非、そんなことも念頭に置いておいていただきたいというふうに思っています。

それから、前回も指摘をいたしました、今度は裁判でのちよっと審議をするところの医療観察法ですね、これがどうも何だか前へ進むんだか後ろへ下がるんだかさっぱり分からない、こういう状況です。これもやっぱり責任を持って成立を図った法律でもあり、そしてやっぱり精神的な障害を持つ皆さんが安心して治療を受けながらまた社会復帰するということにつながるわけですので、その辺、そろそろ施行までの時間はもう二か月を切るというところに来ました。どうするか。どっちへ行くにしても、これは責任重大です。施行できないとなったらこれは大変なことですし、施行するとなっても、いやいや、準備はありません、これも責任重大です。どうするのか。これはいずれきちんとお答えが近々出るものと確信はいたしておりますけれども、問題が大変大きいというところを指摘をさせていただきまして、今日の質疑を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。この法案の最後の質問になりますけれども、今日はまず更生保護の問題についてお聞きをいたします。

先日、保護観察中の札幌の男性容疑者が、容疑者じゃないですね、男性が、東京に転居して少女監禁事件を起こすということが起きました。報道によりますと、七か月間この動向をつかめていなかった。大臣は、必要ならば保護観察制度の見直しをしなければならぬ、状況、実情を把握し、取り組みたいというコメントを新聞等を出されているわけですが、その後、法務省として、保護観察中の転居については届出制から許可

制にしたいというような報道も行われておりますが、この制度の検討内容についてどういうふうになっているのか、まずお願いをいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 一般の安城市におけます通り魔殺人事件に続きまして、また保護観察対象による重大再犯事件が発覚したことを大変重く受け止めております。

今回の少女監禁事件につきましては、現在、事務当局に指示いたしましたして、保護観察の経過等について詳細な調査を、また分析を行わせているところでございます。

法務省におきましては、二月に発表いたしました再犯防止のための緊急的対策に取り組んでおりますほか、今後、調査と分析をも踏まえまして、保護観察制度について見直す点がないかどうか、それも含めまして、幅広い観点からの検討を進めていくこととしたいと考えておるところでございますが、現時点において特定の項目に検討対象を定めているということではございません。

○井上哲士君 報道によりますと、東京にこの容疑者がいるときは保護司が月一回訪れていたというところで、いわゆる観察官の直接担当ではなかったんだろうと思うんです。

この保護司制度というのは、民間のボランティアに支えられた非常に誇るべき制度だと思っております。それ自体は更に発展させる必要がありまけれども、やはりボランティアの域を超えるような責任は持つていただくべきではないと思うんですね。非常に困難な事案は増えていきます。社会環境も変わっている。そういう中でこういうボランティアの責務を超えるようなことをお願いし続けますと、本来の制度の役割を果たし得ないし、維持も困難になるのではないかと、このことを三月の質疑でも申し上げました。

国が責任を持つ部分を明確にして体制も充実させる、そこまで踏み込んだ見直しが必要だと思っておりますけれども、その点、当局としていかがでしょうか。

○政府参考人(麻生光洋君) 先生御指摘のとおり、現在の保護司さんと保護観察官の協働体制による保護観察制度は大変大事な制度であると思っております。また、先生御指摘のとおり、昨今の社会情勢あるいは犯罪情勢を反映いたしまして保護司さんの活動が困難になっていると、こういうこともまた事実でございます。一方で、保護観察官が行っております仕事につきましても処遇困難な事案等が増えておまして、これらにつきましても、最近の情勢を踏まえまして、保護観察官による直接処遇を強化しようというふうなことも考えておるわけでございます。

こういう状況を踏まえまして、私どももいたしましては、保護司さんの御苦労に少しでも報いるようなことができるように努力をいたしてまいりたいと思っておりますし、また保護観察官の、保護観察所の体制の充実を図る必要性が極めて高いということも考えておりますので、今後、御指摘の点も含めまして、鋭意努力してまいりたいと思っております。

○井上哲士君 当日のテレビなど見ておりますと、こんな大事なところまで民間丸投げかなんという発言があったり、そして全国で千人程度しか観察官がいらない、こんな体制でいいんだろかというところ、いろんな発言がありまして、今大変注目があるところだからこそ、私はこの制度自身をよく周知もして、体制自身の強化ということにも踏み込んでいく大変大きな時期だと思っております。是非取組をお願いをしたいと思います。

次に、医療の問題でお伺いをいたします。

阪原さんという受刑者が再審を求めている、いわゆる日野町事件と言われている事件があります。この方は大阪の拘留所に勾留中に突発性間質性肺炎と診断をされまして、勾留執行停止になって大阪市内の病院に急遽入院をされました。その後、刑が確定をして大阪医療刑務所に収監をされ、さらに岡山刑務所、続いて尾道刑務所に移監をされているわけですが、入院中には四十五キロまで回復した体重がその後三十八キロまで下がって、御家族が面会しても、足がふらつくなど大変

衰弱をしているということで心配をされているわけですが、なかなか詳しい病状とか治療内容が分からないということで、御家族は更に心配をされているという訴えを私ども聞いております。人道上の問題からも、社会復帰の促進という点からいいますと、やはり御家族に詳しい病状や治療内容は説明されてしかるべきではないかと思えます。

法案には直接このことはいないわけですが、やはり法案の精神からいえば、より丁寧にこういうことが行われるべきだと思ふんですけれども、その点のお考えをお願いいたします。

○政府参考人(横田尤孝君) 今委員が御指摘になりました日野町事件でしょうか、これについての具体的対応について私、今詳細は承知しておりませんが、一般論としてお答え申し上げます。

受刑者の親族から、本人の病状や治療状況等について説明してほしいという、そういう趣旨の申出がございました場合には、病状、本人の意向等を踏まえ、必要に応じて説明しているところでございまして、今後とも適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 現状でこういう改善の声があるわけでありまして、法改正の精神、趣旨にのっとって、より丁寧な対応を重ねてお願いをしたいと思えます。

それからもう一つ、この提言の中では、特に今大変寛せい剤乱用歴のある受刑者が多い、その中では寛せい剤精神病に罹患をして処遇困難者となっている者も多数いる状況にあるということに指摘をして、特に重篤な者を集めて収容し、専門的かつ集中的な治療や教育を行う、そのための薬物中毒治療センターなどが必要ではないかと、こういうことが提起をされているわけですが、この点の具体化はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) このいわゆる薬物中毒治療センターというのは行刑改革会議の提言でも触れておるところでありまして、現在私どもこれと別に、同じく行刑改革会議が提言で矯正医療

センターというものがございまして、現在それについて調査費の予算措置がなされましたので、現在それについて検討しております。その中で、この薬物中毒治療センターの矯正医療センター内への設置の適否、それから薬物中毒後遺症患者の治療対象範囲等につきましても併せて検討しているところでございます。

○井上哲士君 では次に、先ほどもありましたけれども、保護房の点についてお聞きをします。

法案でも収容の要件や期間等々などについて改善をされてきているわけですが、更新回数に制限がありませんので、結果としては期間の上限がないということになります。名古屋や府中などの事件を見ますと、長期の収容が大変重大な結果を招いていることから考えますと、やはり上限をつくる必要があるかなと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) この上限につきましては、これまでいろいろ御質問、御指摘を受けているところでございますが、やはりこれはあくまでもその保護房に入っている人の状況によりまして、初めから上限を設定するということが、これは大変難しいことでありますので、むしろその保護房の適正な運用を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

○井上哲士君 いろんな改善はされているのは承知をしているわけですが、しかし、やはり私は、いろんな経過からいいますと、一定の上限をつくっていくことが必要だということも重ねて言っておきます。

同時に、この保護房運用上の改善については、五十六条で刑務官の執行権限として規定をされています。未決の処遇についての法令などは今後の協議ということでもあります。少なくともその間もこの保護室収容に関する規定と同様の内容が未決や死刑確定者についても行われる必要があると思えますけれども、この辺はどういう手当てがされているのでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) 今回の法改正を行わ

ないこととしております未決拘禁者等の処遇につきましては、関係機関との協議を進めて、できる限り早期に法改正を実現したいと考えております。御指摘のこの保護房の運用につきましても、その適正さを確保することは、これは受刑者と未決拘禁者等を問わず変わらないことでございます。本法案の趣旨を踏まえまして、現行通達の一部修正を図るなどして適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 同様の水準、内容で未決、死刑確定者にも行えるようにすると、そういうことで確認してよろしいですか。

○政府参考人(横田尤孝君) 運用面においてそのようにするという趣旨でございます。

○井上哲士君 あと、参考人質疑で出された点について一点お聞きをしますが、法案の八十二条の改善指導の規定で相談助言というのが落ちたと、今後のこの改善指導の中でこの相談助言が抜けてしまふんじゃないかという疑問が出されましたけれども、この点はどう考えたらいいんでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。この法案八十二条における改善指導は、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識と生活態度を習得させるための必要な指導でありまして、一般的な生活態度の改善も目的とするものでございまして、また、その指導の手法として相談助言を行うことも当然予定しておりますのでございます。

この旧、昔の刑事施設法案がございまして、その中で生活指導として体育、相談助言その他の必要な指導及び訓練を行うということがございまして、その相談助言というのは一体どこへ行つたのかというお話になるのだと思えますけれども、これは相談助言その他の必要な指導というふうな、これ例示として挙げられているわけではございまして、やはり指導というこの法案八十二条の中にそれはすべて含むということでございますので、そう御理解いただきたいと思います。

○井上哲士君 もう一点、不服申立て制度について。

この管区を越えて移送された場合に、移送前の施設に対する不服の取扱いはどうなるかという疑問も出されておりましたけれども、この点はどうでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) これも参考人の意見聴取の際に出たお話でございますけれども、これは結局、あのときの話は、確定施設と処遇施設が異なる場合にいろいろ問題が起きるんじゃないかということでございます。

この法案百十二条一項は、審査の申請につきましては、刑事施設の長の措置に不服がある者は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができると、こうしておりまして、御質問のように確定施設の長に、あるいはこの前の参考人意見にありましたように、確定施設の長の措置に対して不服がある場合には、処遇施設に移送された後であっても確定施設を管轄する矯正管区の長に対して審査の申請を行うこととなりますので、したがって、その管区を越えて移送された場合でありまして、調査、裁決の権限の委任その他の問題というものは生じないというふうに考えております。

○井上哲士君 最後に、刑務官の団結権の保障についてお伺いをいたします。

行刑改革会議でも、「不満を吸い上げて待遇の改善に資する」とともに、ひいては被収容者の人権尊重にもつながるのではないかと、こういう指摘がありながら先送りをされたわけですが、この点は今後どう検討されるんでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) 国家公務員法百八条第二項は刑務官の団結を認めておりません。その趣旨は、この刑務官の任務にかんがみまして、特に強固な統制と厳正な規律に服せしめる必要があるからだというふうな認識しております。

近年、行刑施設におきましては、被収容者の急増に伴いまして刑務官の職務負担の増加が顕著でありますために、常日ごろから職務研究会や個別

相談等の機会を活用いたしまして、可能な限り刑務官の職務上の悩みや相談を上司が聴取すること

向きに変えていくものと考えます。
しかし、本案には警察留置場、いわゆる代用監獄の管理運営に関する規定、代用監獄に収容されて

から、使用すべきではありません。
以上が法案に対する修正案提出の理由及びその内容の概要であります。

平成十五年六月には矯正局に窓口を設置いたしました。刑務官が矯正局参事官に直接相談、提言

り、冤罪の元凶であると言われ、国際諸機関からも厳しい批判を受けている代用監獄については廃止を求めてきました。代用監獄を含む未決拘禁に

○委員長(渡辺孝男君) これより原案及び修正案について討論に入ります。――別に御意見もない

三月からは、こうした窓口を矯正管区にも拡大したところでございます。このような制度は相応

ついでには全く白紙で、その廃止を含めて今後一から検討、協議すべきものとされています。にもか

○委員長(渡辺孝男君) 少数と認めます。よって、井上君提出の修正案は否決されました。

今後とも、職員から寄せられた相談、提言等を施設運営に反映させるなどしまして、刑務官の日

が一部の受刑者に関する規定を中心とするものであるとしても、結局は今後議論する未決拘禁者の処遇を先取りし、拘束するものとなるおそれがあ

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○井上哲士君 この点はILOからも勧告を受けております。今回の法案の柱が国際化ということ

以下、修正の概要を申し述べます。
第一に、警察留置場に関するすべての規定を本

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に對する修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

第二に、警察留置場の管理運営等における警察庁長官による巡察の規定を削除するものです。この規定は特に緊急性を要する問題でもなく、今後検討される未決拘禁者の処遇改善の議論において協議されるべきものであり、今後の議論の前提にならないよう明確にするためです。

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に對する修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

第三に、警察留置場における防声具の使用に関する規定を削除するものです。防声具については二〇〇四年四月に死亡例があり、それ以降警察留置場で使用されていないことや刑務所、拘留所においては防声具の使用は禁止されていることなど

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に對する修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

第三に、警察留置場における防声具の使用に関する規定を削除するものです。防声具については二〇〇四年四月に死亡例があり、それ以降警察留置場で使用されていないことや刑務所、拘留所においては防声具の使用は禁止されていることなど

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

庁とも連携し、十分な医師等を確保すること
もに、地域医療との連携の更なる強化に努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。併せて、精神医療については、出所後も引き続き必要な医療が確保されるよう、体制の整備を検討すること。
三 受刑者が社会と良好な関係を維持することが、その改善更生及び社会復帰に不可欠であることにかんがみ、親族との面会については、土曜・休日及び夜間の面会を可能にするための体制整備に努めるとともに、弁護士との面会については、受刑者の権利行使を阻害することのないよう配慮すること。また、外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。
四 刑事施設視察委員会は、弁護士等の法律実務家を始め、幅広く各界各層から委員を選任することとし、委員会が刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、行刑に十分反映させるよう努めるとともに、刑事施設への国民の理解を深めるため、国民にも適切に公表すること。
五 薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者が改善更生し社会復帰することが、再犯の防止につながるが、ひいては国民全体の不安解消・利益となることにかんがみ、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識・技能を有する職員及び民間人の積極的活用、社会の支援体制の強化など、矯正処遇及び社会内処遇を強化する施策を講じること。特に、処遇プログラムの策定に当たっては、受刑者に責任を自覚させた上での真の改善更生を図るため、被害者等による講演など被害者の視点を取り入れた教育の充実・強化に努めること。また、受刑者の再犯防止には就労の安定も効果的であることにかんがみ、協力雇用主の拡大等を図ること。

六 受刑者の生活及び行動に対する制限について、人権尊重の観点から、隔離、保護室への収容、懲罰の執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努めること。

七 不服審査、事実の申告制度に関して設置される予定の刑事施設不服審査会の委員には、刑事拘禁施設における人権保障や医療の在り方について法務省から独立し優れた識見を有する者を選任すること。また、自ら不服申立てを行う能力のない者についても不服審査書を作成することのできるよう特段の配慮をすること。

八 外国人受刑者については、本国における処遇が、その改善更生及び円滑な社会復帰の促進にとってより重要であることにかんがみ、関係国との受刑者移送条約の早期締結に努めること。

九 代用監獄制度の在り方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。

右決議する。

以上でございす。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(渡辺孝男君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よつて、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、南野法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。南野法務大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(渡辺孝男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

(参照)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に対する修正案

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案の一部を次のように修正する。

〔第四章 警察留置場〕

第一節 警察留置場の管理運営等(第四百四十六條・第四百四十七條)

第二節 警察留置場における受刑者の処遇(第四百四十八條・第四百四十九條)を「第四章 第三節 雑則(第五百十條・第五百十一條)」

第五章 罰則(第五百十二條)

罰則(第四百四十六條)に改める。

第三編第四章を削る。

第三編第五章中第五百十二條を第四百四十六條とする。

第七十五條の前に次の章名を付する。

第十四章 警察留置場二関スル特則

附則第十五條中第七十五條を削る改正規定を次のように改める。

第七十五條を次のように改める。

第七十五條 警察留置場(第二條ノ規定ニ依リ刑事施設ニ代用セラル警察官署ニ附屬スル留置場ヲ謂フ以下同ジ)ノ管理運営ニ付テハ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第一編ノ規定中第四條(第一項第一号二係ル部分ヲ除ク)、第七條乃至第十條及び第十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

警察留置場ノ管理運営ニ付テ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第一編ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ同法第五條中「法務大臣」ハ「トアルハ」監視總監又は道府県警察本部長(道府県本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面本部長。以下「警察本部長」といふ)は、都道府県公安委員会の定めるところにより「ト、」期するため、その職員のうちから監査官を指名し「トアルハ」期するため「ト、」これに「トアルハ」その指定する職員に「ト、」同法第六條中「刑事施設の長」トアルハ「警察本部長」ト、同法第十二條中「刑事施設の長」トアルハ「留置業務を管理する者(警視庁、道府県警察本部又は方面本部に置かれる警察留置場(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第二條の規定により刑事施設に代用される警察官署に附屬する留置場をいう。以下同じ)にあつては警察本部長、警察署に置かれる警察留置場にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」といふ。トス

附則第十五條に次の改正規定を加える。

本則に次の三條を加える。

第七十六條 警察留置場ニ於ケル受刑者ノ処遇ニ付テハ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第二編ノ規定中第十五條(第一項第八号二係ル部分ニ限ル)、第十九條第一項第二号及ビ第四号二係ル部分ニ限ル)、第三十一條第一項、第三十九條第二項、第四十三條、第四十九條第二項、第五十一條(第二項第九号二係ル部分ニ限ル)、第五十三條、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第九章、第十章第四節、第十一章、第一百二十二條(第一項第六号乃至第九号及び第十三号乃至第十五号二係ル部分ニ限ル)、第一百七七條、第一百八十二條、第一百八十三條、第一百八十七條、第一百九十條、第二百一十條、第二百一十二條、第二百一十七條、第二百二十條、第二百二十二條、第二百二十七條、第二百三十條、第二百三十五條乃至第二百三十八條及ビ第四百四十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

警察留置場ニ於ケル受刑者ノ処遇ニ付テ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第二編ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ此等ノ規定中「刑事施設の長」トアルハ「留置業務管理者」ト、「法務省令」トアルハ「内閣府令・法務省令」ト、「刑務官」トアルハ「留置業務に従事する警察官」ト、「国庫」トアルハ「警察留置場の属する都道府県」ト、「矯正管区」の長「トアルハ」警察本部長ト、同法第十七條第一項第一号中「衣類及び寝具」トアルハ「寝具」ト、同法第三十九條第一項中「刑事施設の職員でない医師等」トアルハ「医師等」ト、同法第四十條第一項中「刑事施設の職員でない医師等」トアルハ「医師等」ト、「刑事施設内において、自弁により」トアルハ「自弁により」ト、同条第二項中「又はその後」にその受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるとき「トアルハ」必要があるときト、同法第五十五條第六項及ビ第五十六條第五項中「刑事施設の職員である医師」トアルハ「医師」ト、同法第二百一十一條ノ見出し並ニ同条第一項及ビ第三項中「法務大臣」トアルハ「警察本部長」ト、同法第二百一十四條第一項中「法務大臣若しくは監査官」トアルハ「警察本部長」ト、同法第二百三十一條第一項中「第四十七條第一項及び第六十一條第一項」トアルハ「及び第四十七條第一項」ト、「第六十一條第一

号及ビ第四号二係ル部分ニ限ル)、第三十一條(第一項第三号二係ル部分ニ限ル)、第三十七條第一項、第三十九條第二項、第四十三條、第四十九條第二項、第五十一條(第二項第九号二係ル部分ニ限ル)、第五十三條、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第九章、第十章第四節、第十一章、第一百二十二條(第一項第六号乃至第九号及び第十三号乃至第十五号二係ル部分ニ限ル)、第一百七七條、第一百八十二條、第一百八十三條、第一百八十七條、第一百九十條、第二百一十條、第二百一十二條、第二百一十七條、第二百二十條、第二百二十二條、第二百二十七條、第二百三十條、第二百三十五條乃至第二百三十八條及ビ第四百四十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

警察留置場ニ於ケル受刑者ノ処遇ニ付テ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第二編ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ此等ノ規定中「刑事施設の長」トアルハ「留置業務管理者」ト、「法務省令」トアルハ「内閣府令・法務省令」ト、「刑務官」トアルハ「留置業務に従事する警察官」ト、「国庫」トアルハ「警察留置場の属する都道府県」ト、「矯正管区」の長「トアルハ」警察本部長ト、同法第十七條第一項第一号中「衣類及び寝具」トアルハ「寝具」ト、同法第三十九條第一項中「刑事施設の職員でない医師等」トアルハ「医師等」ト、同法第四十條第一項中「刑事施設の職員でない医師等」トアルハ「医師等」ト、「刑事施設内において、自弁により」トアルハ「自弁により」ト、同条第二項中「又はその後」にその受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるとき「トアルハ」必要があるときト、同法第五十五條第六項及ビ第五十六條第五項中「刑事施設の職員である医師」トアルハ「医師」ト、同法第二百一十一條ノ見出し並ニ同条第一項及ビ第三項中「法務大臣」トアルハ「警察本部長」ト、同法第二百一十四條第一項中「法務大臣若しくは監査官」トアルハ「警察本部長」ト、同法第二百三十一條第一項中「第四十七條第一項及び第六十一條第一項」トアルハ「及び第四十七條第一項」ト、「第六十一條第一

項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする「トアルハする」ト、同条第二項中「第六十三条から第六十五条まで、第七十五条、第九章第四節及び第十章「トアルハ」第十章第一節から第三節まで及び第五節」ト、同法第三百三十九条中「第十二章第二節」トアルハ「第三百三十八条及び第三百三十九条」トス

第七十七条 警察留置場ニ付テハ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第三編第二章（第四百二十二条第二項ヲ除ク）ノ規定ハ之ヲ適用セズ

留置業務管理者（第七十五条第二項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第十二条ニ規定スル留置業務ヲ管理スル者ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ）及び警察留置場ニ於ケル留置業務ニ従事スル警察官ニ付テハ同法第四百十五条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十八条 第七十五条第二項及び第七十六条第二項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律ノ規定ニ依ル警察本部長タル留置業務管理者ノ権限ニ属スル事務ハ国家公安委員会規則ノ定ムル所ニ依リ其一部ヲ警察本部長ガ指定スル警視以上ノ階級ニ在ル警察官ニ委任スルコトヲ得

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願（第九七一号）
- 一、性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人權の確立を目指す法制定に関する請願（第九七八号）
- 一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願（第九七九号）
- 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願（第九七九号）

る請願（第一〇八九号）

第九七一号 平成十七年四月二十二日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願
請願者 東京都調布市西つじヶ丘四ノ四
〇ノ三ノ二〇一 ウォーラーちづ
子 外八十九名
紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第九七八号 平成十七年四月二十五日受理

性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人權の確立を目指す法制定に関する請願
請願者 山形県長井市十日町二ノ九ノ二六
笹川忠 外百四十九名
紹介議員 蓮 舩君

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第九七九号 平成十七年四月二十五日受理

民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願
請願者 奈良市中山町西二ノ九五〇ノ六八
吉栖肇 外百四名
紹介議員 蓮 舩君

現行民法制定後六十年近く経過し、この間家族の形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変化している。また、女性の社会参画も進む中、婚姻による改氏によって不利益を被るのは多くの場合女性であるため、氏を変えたくないと思える人が増えている。憲法上個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれているが、現在の社会環境から見て実質的には不平等となつていている場合が多い。人權が最大限に尊重され、自由と平等が保障される豊かな社会を構築するためには、選択の幅がでるだけ広く許容される制度が必要である。
ついで、法の下における男女の実質的平等及び個人の自由意思尊重の観点から、次の事項について実現を図られたい。

一、民法を改正し、「選択的夫婦別氏制度を導入すること。」

第一〇八九号 平成十七年四月二十八日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願
請願者 札幌市南区川沿六条三ノ六ノ二三
山村弘美 外六十九名
紹介議員 遠山 清彦君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。